

第12 水産の部

解 説

この部には、「2018年漁業センサス」、「海面漁業生産統計調査」、「内水面漁業生産統計調査」、「漁業産出額」、「水産加工統計調査」（漁業センサス年は休止）及び「漁業経営調査」の結果から漁業経営体、漁船、漁業就業者、漁業生産量、漁業産出額、水産加工生産量、漁業経営の収支等に関する統計を掲載しています。

1 調査の概要

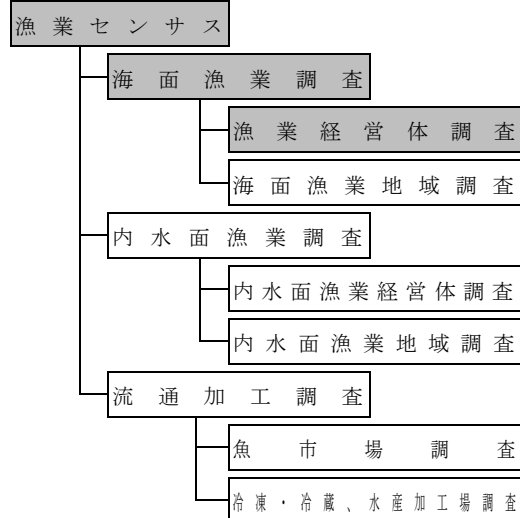
(1) 2018年漁業センサス（海面漁業調査 漁業経営体調査）

ア 調査の沿革

漁業センサスは、1949年（昭和24年）に始まり、1963年（昭和38年）以降は5年ごとに実施しています。

イ 調査の体系

（網掛部分は、この部に掲載している調査）



ウ 調査の目的

2018年漁業センサスは、漁業の生産構造、就業構造並びに漁村及び水産物流通・加工業等の漁業を取りまく実態を明らかにするとともに、水産行政の推進に必要な基礎資料を整備することを目的として実施しました。

エ 調査期日

平成30年11月1日現在

（流通加工調査は、平成31年1月1日現在）

オ 調査の方法

海面漁業調査 漁業経営体調査は、統計調査員が、調査対象に対し調査票を配布・回収する自計報告調査（被調査者が自ら回答を調査票に記入する方法）の方法により行いました。

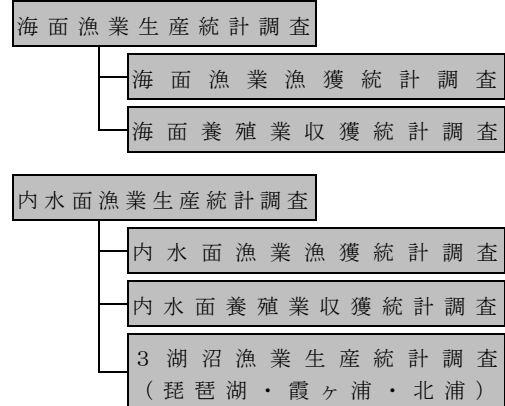
なお、調査対象の協力が得られる場合は、オンラインにより調査票を回収する方法も可能としました。

また、調査対象から面接調査（他計報告調査）の申出があった場合には、統計調査員による調査対象に対する面接調査（他計報告調査）の方法をとりました。

(2) 海面漁業生産統計調査・内水面漁業生産統計調査

ア 調査の体系

（網掛部分は、この部に掲載している調査）



イ 調査の目的

海面漁業生産統計調査及び内水面漁業生産統計調査は、我が国の海面漁業、海面養殖業、内水面漁業及び内水面養殖業の生産に関する実態を明らかにし、水産基本計画における水産物の自給率目標の策定並びに資源の保存及び管理を行うための特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量（TAC）の設定等の水産行政に係る資料を整備することを目的としています。

ウ 調査期間

1月1日から12月31日までの1年間

なお、遠洋漁業等で年を越えて操業した場

合は、港に入港した日の属する年に含めて調査を行いました。

エ 調査の方法

(ア) 海面漁業漁獲統計調査・海面養殖業収獲統計調査

海面に沿う市区町村及び漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 138 条第 5 項に基づく市町村指定（令和 2 年 7 月 8 日農林省告示第 1280 号）の区域内にある海面漁業経営体及び水揚機関を対象として調査を行いました。

(イ) 内水面漁業生産統計調査

内水面漁業協同組合（水産業協同組合法（昭和 23 年法律第 242 号）以下「水協法」という。）第 18 条第 2 項に規定する組合）、内水面漁業経営体、内水面養殖漁業経営体及び水揚機関（3 湖沼）を調査対象として調査を行いました。

調査対象については、次のとおり抽出しています。

内水面漁業は、次の a 及び b の河川及び湖沼を管轄する内水面漁業協同組合並びにこれらの河川で内水面漁業を営む内水面漁業経営体（内水面漁業協同組合に属するものを除く。）を調査対象としました。

a 漁業センサス実施年においては、漁業法に基づく漁業権設定又は水産資源保護法（昭和 26 年法律第 313 号）に基づく保護水面の指定が行われている全ての河川及び湖沼

b 漁業センサス実施年以外の年は、a のうち年間漁獲量 50 トン以上の河川・湖沼及び国の施策上毎年調査が必要な河川及び湖沼

（統計表の数値は、漁業センサス実施年であっても、b の河川・湖沼について掲載しています。）

内水面養殖業については、全国のます類、あゆ、こい、うなぎ及びにしきごいを養殖する全ての内水面養殖業経営体を調査対象としました。

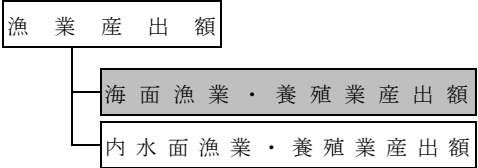
なお、3 湖沼漁業生産統計調査結果については、内水面漁業漁獲統計調査及び内水面養殖業収獲統計調査結果に含めて統計表

章しました。

(3) 漁業産出額

ア 統計区分

（網掛部分は、この部に掲載している値）



イ 統計の目的

漁業産出額は、各地域における漁業生産活動の実態を金額で評価することにより明らかにし、水産行政の企画やその実行のフォローアップに資するための資料を整備することを目的としています。

ウ 推計の期間

1 月から 12 月までの 1 年間

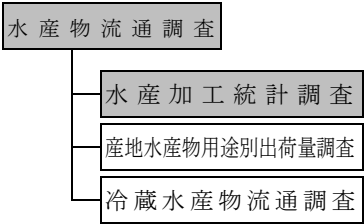
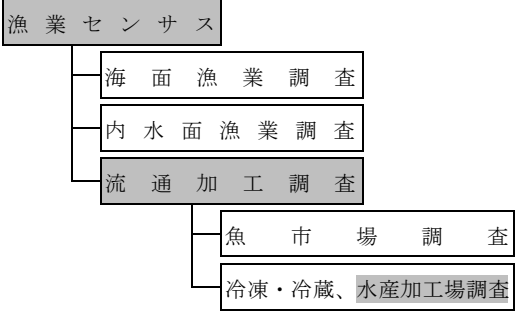
エ 推計の方法

海面漁業・養殖業産出額は、海面漁業生産統計調査結果から得られる都道府県別の魚種別生産量に水産庁「産地水産物流通調査」、主要産地の市場、関係団体等から得られる都道府県別の魚種別産地卸売価格を乗じて推計しました。

(4) 漁業センサス流通加工調査（冷凍・冷蔵、水産加工工場調査）・水産物流通調査（水産加工統計調査）

ア 調査の体系

（網掛部分は、この部に掲載している調査）



イ 調査の目的

水産加工統計調査は、全国の陸上加工経営

体における水産加工品の生産量を調査し、水産加工品の生産動向を明らかにして、水産加工業振興対策等のための資料を提供することを目的としています。

ウ 調査期間

令和4年1月から12月までの1年間

エ 調査の方法

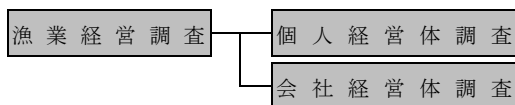
漁業センサス実施年においては、流通加工調査の冷凍・冷蔵、水産加工場調査として実施し、販売を目的として水産動植物を他から購入して加工製造を行った事業所及び原料が自家生産物であっても加工製造するための作業所又は工場と認められるものを有し、その製造活動に専従の従事者を使用し加工製造を行った事業所（水産加工場）を調査対象に全数調査を行いました。

漁業センサス実施年以外の年においては、水産物流通調査の水産加工統計調査として実施し、水産加工品を生産する陸上加工経営体の中から品目別の主産県（全国の総生産量の80%に達するまでの都道府県）を抽出し、その主産県ごと品目別に総生産量80%に達するまでの陸上加工経営体及び、直近の漁業センサス以降に把握した新規の陸上加工経営体を調査対象に、統計調査員による面接聞き取りや、調査票を郵送配布し、オンライン等で回収する自計調査等により行いました。

(5) 漁業経営調査

ア 調査の体系

（網掛部分は、この部に掲載している調査）



イ 調査の目的

漁業経営調査は、海面漁業経営体の財産状況、収支状況、操業状況等の経営体の経営実態を明らかにし、水産行政等の推進のための資料を整備することを目的としています。

ウ 調査の期間

1月1日から12月31日までの1年間

また、会社経営体調査は、当年4月1日から翌年3月31日までの間に到来した決算日前1年間です。

エ 調査の方法

調査の対象は、漁業センサス結果に基づく漁業経営体のうち、次の経営体としました。

個人経営体調査は、全国の漁業経営体のうち、個人経営体で海面漁業を営む専業又は第1種兼業（2 用語の解説を参照）の経営体を調査の対象とし、漁船漁業、小型定置網漁業及び海面養殖業に分類しました。

会社経営体調査は、全国の漁業経営体のうち、会社（会社法（平成17年法律第86号）の規定に基づき設立された株式会社、合名会社、合資会社及び合同会社）であって海面漁業を営む経営体を調査の対象とし、漁船漁業及び海面養殖業に分類しました。

調査の方法は、それぞれ標本選定した調査対象に対し、個人経営体調査は、調査対象経営体による所定の収支・労働に関わる日記帳の記帳や税務申告関係帳簿類等を用いて調査票へ記入（自計調査）等の方法、会社経営体調査は、調査対象経営体が自己の経営管理や税務処理に備えて作成記録している会計帳簿類等を利用して調査対象経営体の決算終了後に調査票へ記入（自計調査）する方法により調査を行いました。

2 用語の解説

(1) 漁業経営体・漁船・漁業就業者

ア 漁業経営体

過去1年間に利潤又は生活の資を得るために、生産物を販売することを目的として、海面において水産動植物の採捕又は養殖の事業を行った世帯又は事業所をいいます。

ただし、過去1年間における漁業の海上作業従事日数が30日未満の個人経営体は除きます。

イ 経営体階層

漁業経営体が「過去1年間に主として営んだ漁業種類」及び「過去1年間に使用した漁船のトン数」により、次の方法により決定しました。

(ア) 初めに、過去1年間に主として営んだ漁業種類（販売金額1位の漁業種類）が、大型定置網、さけ定置網、小型定置網及び海面養殖に該当したものを当該階層に区分。

(イ) (ア)に該当しない経営体について、過去1

年間に使用した漁船の種類及び動力漁船の合計トン数（動力漁船の合計トン数には、遊漁のみに用いる船、買いつけ用の鮮魚運搬船等のトン数は含まない。）により区分（使用漁船の種類及び使用動力漁船の合計トン数により、漁船非使用、無動力漁船、船外機付漁船、動力漁船 1 トン未満から動力漁船 3,000 トン以上の階層までの 16 経営体階層に区分。）。

ウ 販売金額 1 位の漁業種類

漁業経営体が調査期日前 1 年間に営んだ漁業種類のうち、販売金額が最も多いものをいいます。なお、2013 年漁業センサスまで把握していた「主とする漁業種類」と同じ内容となります。

エ 営んだ漁業種類

漁業経営体が過去 1 年間に営んだ全ての漁業種類をいいます。

オ 経営組織

漁業経営体を経営形態別に分類する区分をいいます。

(ア) 個人経営体

個人で漁業を営んだものをいいます。

(イ) 会社

会社法に基づき設立された株式会社、合名会社、合資会社及び合同会社をいいます。なお、特例有限会社は株式会社に含みます。

(ウ) 漁業協同組合

水協法に規定された漁業協同組合（以下「漁協」という。）及び漁業協同組合連合会（以下「漁連」という。）をいいます。

なお、内水面漁業協同組合は除きます。

(エ) 漁業生産組合

水協法第 2 条に規定された漁業生産組合をいいます。

(オ) 共同経営

二つ以上の漁業経営体（個人又は法人）が、漁船、漁網等の主要生産手段を共有し、漁業経営を行うものであり、その経営に資本又は現物を出資しているものをいいます。

(カ) その他

都道府県の栽培漁業センターや水産増殖センター等、上記以外のものをいいます。

す。

カ 個人経営体の専兼業分類

(ア) 専業

個人経営体（世帯）として、過去 1 年間の収入が自家漁業からのみの場合をいいます。

(イ) 第 1 種兼業

個人経営体（世帯）として、過去 1 年間の収入が自家漁業以外の仕事からもあり、かつ、自家漁業からの収入がそれ以外の仕事からの収入の合計よりも大きかった場合をいいます。

(ウ) 第 2 種兼業

個人経営体（世帯）として、過去 1 年間の収入が自家漁業以外の仕事からもあり、かつ、自家漁業以外の仕事からの収入の合計が自家漁業からの収入よりも大きかった場合をいいます。

キ 漁船

過去 1 年間に経営体が漁業生産のために使用したものをいい、主船のほかに付属船（まき網における灯船、魚群探索船、網船等）を含みます。

ただし、漁船の登録を受けていても、直接漁業生産に参加しない船（遊漁のみに用いる船、買いつけ用の鮮魚運搬船等）は除きます。

なお、漁船隻数の算出に当たっては、上記のうち調査日現在保有しているものに限定しています（重複計上を回避するため。）。

(ア) 無動力漁船

推進機関を付けない漁船をいいます。

(イ) 船外機付漁船

無動力漁船に船外機（取り外しができる推進機関）を付けた漁船をいい、複数の無動力漁船に 1 台の船外機を交互に付けて使用する場合には、そのうち 1 隻を船外機付漁船、ほかは無動力漁船としました。

(ウ) 動力漁船

推進機関を船体に固定した漁船をいいます。なお、船内外機船（船内にエンジンを設置し、船外に推進ユニット（プロペラ等）を設置した漁船）については動力漁船としました。

ク 漁業就業者

満 15 歳以上の者で過去 1 年間に漁業の海上作業に年間 30 日以上従事した者をいいます。

(2) 漁業生産

ア 海面漁業

海面（浜名湖、中海、加茂湖、サロマ湖、風蓮湖、厚岸湖、能取湖及び温根沼を含む。）において水産動植物を採捕する事業（くじら及びいるか以外の海獣を猟獲する事業を除く。）をいいます。

イ 漁獲量（海面漁業）

漁ろう作業により得られた水産動植物の採捕時の原形重量をいい、乗組員の船内食用、自家用（食用又は贈答用）、自家加工用、販売活餌等を含みます。ただし、次のものは除外しました。

なお、単位は、原則としてトンで計上しました。

- (ア) 操業中に丸のまま海中に投棄したもの
- (イ) 沈没により滅失したもの
- (ウ) 自家用の漁業用餌料（たい釣のためえび類、敷網等のためのあみ類等）として採捕したもの
- (エ) 自家用の養殖用種苗として採捕したもの
- (オ) 自家用肥料に供するために採捕したもの（主として海藻類、かしばん、ひとで類等）
なお、船内で加工された塩蔵品、冷凍品缶詰等はその漁獲物を採捕時の原形重量に換算
- (カ) 官公庁、学校、試験研究機関等による水産動植物の採捕調査、訓練、試験研究等を目的として、官公庁、学校、試験研究機関等が行う水産動植物の採捕の事業のうち、生産物の販売を伴わないもの

ウ 海面養殖業

海面又は陸上に設けられた施設において、海水を使用して水産動植物を集約的に育成し、収穫する事業をいいます。

なお、海面養殖業には、海面において、魚類を除く水産動植物の採苗を行う事業を含み、次のものは除外しました。

(ア) 蓄養

価格維持又は収穫時若しくは購入時と販売時の価格差による収益をあげることを目

的として、水産動物をいけす等に收容し、育成は行わず一定期間生存させておく行為

(イ) 増殖事業

天然における水産動植物の繁殖、資源の増大を目的として、水産動植物の種苗採取、ふ化放流等を行う事業

(ウ) 釣堀

水産動物をいけす等に收容し、利用者から料金を徴収して釣等を行わせるサービス業。ただし、釣堀を営むために業者自らが水産動物類の養殖を行っている場合は、釣堀に供するまでの段階を養殖業として扱います。

(エ) 官公庁、学校、試験研究機関等による水産動植物の養殖

調査、訓練、試験研究等を目的として、官公庁、学校、試験研究機関等が行う水産動植物の養殖の事業のうち、生産物の販売を伴わないもの

エ 収穫量（海面養殖業）

(ア) 魚類養殖及び水産動物類養殖

収穫した量（種苗養殖による収穫を除く。）をトン単位で計上しました。

(イ) かき類、はたてがい及びその他の貝類養殖

殻付き重量をトン単位で計上しました。

(ウ) のり類

板のり及びばらのりの干重量を生重量換算したものにその他（生重量）を加え、トン単位で計上しました。

(エ) こんぶ類養殖、わかめ類養殖及びその他の海藻類養殖

生重量をトン単位で計上しました。

なお、干製品で調査したものは生重量に換算しました。

(オ) 真珠養殖

収穫された真珠のうち、販売に供し得ないくず玉を除き、キログラム単位で計上しました。

オ 内水面漁業

河川及び湖沼などの内水面（サロマ湖、能取湖、風蓮湖、温根沼、厚岸湖、加茂湖、浜名湖及び中海は除く。）において水産動植物を採捕する事業をいいます。

カ 漁獲量（内水面漁業）

利潤又は生活の資を得るために生産物の販売を目的として内水面漁業により採捕された水産動植物の採捕時の原形重量をいい、自家消費を含むが、投棄した数量及び農家等が肥料用に採捕した藻類等の数量は販売しない限り除外しました。このため、遊漁者（レクリエーションを主な目的として水産動植物を採捕するもの）による採捕量は含めていません。なお、単位はトンで計上しました。

キ 内水面養殖業

一定区画の内水面又は陸上において、淡水を使用して水産動植物（種苗を含む。）を集約的に育成し、収穫する事業をいいます。ただし、ウ海面養殖業の(ア)から(エ)までに掲げるもの及び次に掲げるものは除外しました。

(ア) 水田養魚

水田（当該調査年に全く水田として利用しないで専ら養殖池として利用したものを除く。）又は稲を植える前若しくは刈り取った後の空田を利用して養魚を行う事業

(イ) 観賞魚

観賞魚（にしきごいを除く）の育成を行う事業

(ウ) 内水面においてかん水を用いる養殖業

内水面においてかん水（海水等の塩分を含んだ水をいう。）を用いる養殖業。

ク 収獲量（内水面養殖業）

内水面養殖業により食用を目的に収獲した数量をいい、自家用（食用）を含みます。養殖収獲量は、収穫時の原形重量により計上し、種苗販売量は含めません。

なお、単位はトンで計上しました。

(3) 海面漁業・養殖業産出額

当該年の1月から12月までの1年間に於ける魚種別生産量に魚種別価格を乗じて計算したものです。

(4) 陸上加工経営体

販売を目的とした水産加工品を生産する加工場又は加工施設を有し、専従の従業者がいる経営体をいいます。

(5) 水産加工品

水産動植物を主原料（原料割合で50%以上）として製造された食用加工品及び生鮮冷

凍水産物をいいます。

ただし、水産物流通調査の水産加工統計調査においては、水産物つくだ煮類及び塩辛以外の水産缶詰・瓶詰、寒天及び油脂・飼肥料は調査対象としていません。

生産量は、水産加工場において、製品（出荷、販売ができる形態）となった時点の製品重量としました。このため、例えば同一加工場において、かつおからかつお節を製造し、更にけずり節を製造した場合は、けずり節の生産量のみを計上しています。ただし、生鮮品を凍結した後に加工した場合には、生鮮冷凍水産物及び該当加工品として、それぞれ計上しています。

(6) 漁業経営

ア 経営の概要

（個人経営体・会社経営体共通）

(ア) 使用漁船

所有・借入れに関係なく、調査期間に漁業・養殖業に使用した漁船について計上しました。ただし、代船建造があった場合は、被代船、代船を個別に計上せず1隻のみを計上し、総トン数は代船の値としました。

(イ) 最盛期の（漁業）従事者数

調査期間に漁業・養殖業の海上作業（養殖業には陸上作業を含む。）に従事した人が最も多かった時期の人数です。

(ウ) （延べ）出漁日数

漁労作業を目的として出漁した航海の日数をいい、日帰り操業の場合及び夕方出港し翌朝入港の場合は、いずれも1日と数え、1航海が2夜以上にわたる場合は、出航日から入港日までを通算した日数としました。

（個人経営体）

(エ) 家族員数

経営主と同居し、生計を共にしている人数です。生計を共にしていれば、家族以外の同居人も含みます。

(オ) 延べ労働時間

海上又は陸上作業に従事した労働時間の合計です。

(カ) 漁獲量・収獲量

漁労作業によって得られた全ての水産動

植物の数量を計上しました。計上の対象は、販売、自家用（加工及び食用）としたもののほか、労賃の現物支払いや物々交換、贈与したものを含み、廃棄したものは除きました。

収獲量は、海面養殖業によって得られた生産物の数量です。

(キ) 漁業投下固定資本

漁業経営を漁家経済から分離した独立の企業単位として把握し、漁業経営のために投下された固定資本額です。

固定資産である土地、建物・構築物、船舶、漁網・はえ縄等の年始めの現在価に、それぞれの漁業・養殖業への使用割合を乗じたものです。

(ク) 漁労所得

漁労所得＝漁労収入－漁労支出

(ケ) 漁労収入

漁労収入＝漁業生産物収入＋養殖業生産物収入＋補助・補償金（漁業）

(コ) 漁業生産物収入

自家漁業による漁獲物（魚類、貝類、その他の水産動物類及び海藻類）を販売（直売所での販売又は自家販売による収入を含む。）して得た現金及び現物仕向け（現物支給、自家消費等）の評価額です。

(サ) 養殖業生産物収入

自家養殖業による収獲物を販売（直売所での販売又は自家販売による収入を含む。）して得た現金及び現物仕向きの評価額です。

(シ) 漁労支出

調査期間の自家漁業による漁獲、養殖業生産物の育成、収獲、販売等に要した費用及び当年に負担すべき固定資産の減価償却費の合計です。

(ス) 漁労外事業所得

漁労外事業所得＝漁労外事業収入－漁労外事業支出

(セ) 漁労外事業収入

調査期間に漁業経営以外に経営体が兼営する水産加工業、遊漁船業、民宿及び農業等の事業によって得られた収入のほか、漁業用生産手段の一時的賃貸料のような漁業

経営にとって付随的な収入も含みます。

なお、その他（漁業に関わるを除く。）の補助・補償金を含みます。

(ソ) 漁労外事業支出

調査期間に漁業経営以外に経営体が兼営する水産加工業、遊漁船業、民宿、農業等の事業に要した費用のほか、漁業用生産手段の一時的賃借料等に係る経費も含んでいます。

(タ) 事業所得

事業所得＝漁労所得＋漁労外事業所得
（会社経営体）

(チ) 漁獲量・収獲量及び漁労売上高

次の a ～ d に該当する漁獲物及び収獲物の数量の合計を漁獲量・収獲量とし、a の金額と c 及び d の数量を産地卸売価格で評価した金額との合計を漁労売上高としました。

a 水揚機関に販売したもの

b 自社（自家）加工に仕向けたもの

c 乗組員に現物支給したものと及び船内で食料として消費したもの

d 自社（自家）で食料として消費したものと及び他社（家）等に贈答したもの

(ツ) 漁労利益

漁労利益＝漁労売上高－（漁労売上原価＋漁労販売費及び一般管理費）

(テ) 漁労外利益

漁労外利益＝漁労外売上高－（漁労外売上原価＋漁労外販売費及び一般管理費）

(ト) 当期純利益

当期純利益＝税引前当期純利益－法人税、住民税及び事業税

(ナ) 営業利益

営業利益＝漁労利益＋漁労外利益

(ニ) 経常利益

経常利益＝営業利益＋営業外収益－営業外費用

(ヌ) 当期純利益

当期純利益＝税引前当期純利益－法人税、住民税及び事業税

イ 分析指標（個人経営体）

(ア) 漁労所得率

$$\text{漁労所得率} = \frac{\text{漁労所得}}{\text{漁労収入}} \times 100$$

(イ) 漁業固定資本装備率

$$\text{漁業固定資本装備率} =$$

$$\frac{\text{漁業投下固定資本}}{\text{最盛期の漁業従事者数}}$$

不知火、北薩（八代海）、豊前海区、豊前海、豊後灘

(イ) 海面養殖業収獲統計調査

有明海区、有明海区（佐賀有明）、橘湾、長崎有明、熊本有明、天草有明、天草東、不知火、北薩（八代海）

3 利用上の留意事項

(1) 海面漁業生産統計調査

ア 漁獲量の計上

福岡県、佐賀県、長崎県及び熊本県においては、次に掲げる魚種も調査しています。

なお、漁業種類別には調査していません。

(ア) 「ひらめ・かれい類」の「かれい類」の内訳である「うしのした類」

(イ) 「その他の魚類」の内訳である「にべ・ぐち類」及び「えい類」

(ウ) 「その他の貝類」の内訳である「さるぼう（もがい）」、「たいらぎ」及び「あげまきがい」

イ 漁獲量、収獲量の計上場所

海面漁業経営体の所在地に計上しています。（属人計上）

(2) 地域区分

ア 大海区区分

漁業の実態を地域別に明らかにするとともに、地域間の比較を容易にするため、海況、気象等の自然条件、水産資源の状況等を勘案して定めた地域区分（水域区分ではなく地域区分）をいいます。

詳細については、「大海区区分図」を御覧ください。

イ 小海区区分

小海区は統計の地域表章を目的として区分しました。

なお、令和元年調査から、小海区区分の調査は廃止となりましたが、一部の小海区においては調査を継続しています。

詳細については、「小海区区分一覧表」及び「海区区分図」を御覧ください。

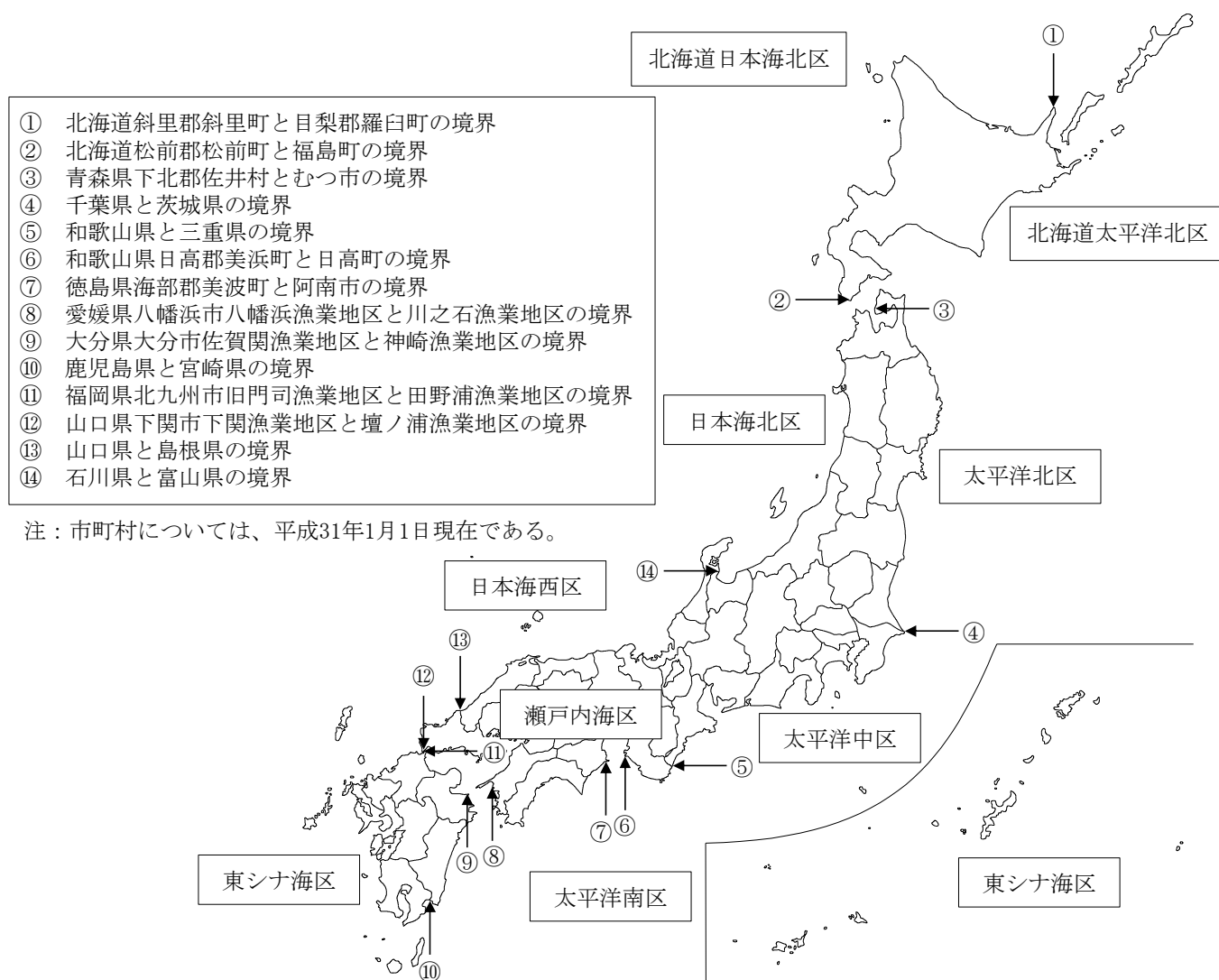
（継続して調査を行う小海区区分）

(ア) 海面漁業漁獲統計調査

有明海区、有明海区（佐賀有明）、橘湾、長崎有明、熊本有明、天草有明、天草東、

大海区区分図

北海道太平洋北区	： ①・②間に属する市区町村（太平洋側）
太平洋北区	： ③・④間に属する市区町村
太平洋中区	： ④・⑤間に属する市区町村
太平洋南区	： ⑤・⑥間、⑦・⑧間及び⑨・⑩間に属する市区町村（太平洋側）
北海道日本海北区	： ①・②間に属する市区町村（日本海側）
日本海北区	： ③・⑭間に属する市区町村
日本海西区	： ⑬・⑭間に属する市区町村
東シナ海区	： ⑩・⑪間及び⑫・⑬間に属する市区町村（東シナ海側）並びに沖縄県
瀬戸内海区	： ⑥・⑫間、⑦・⑧間及び⑨・⑪間に属する市区町村（瀬戸内海側）

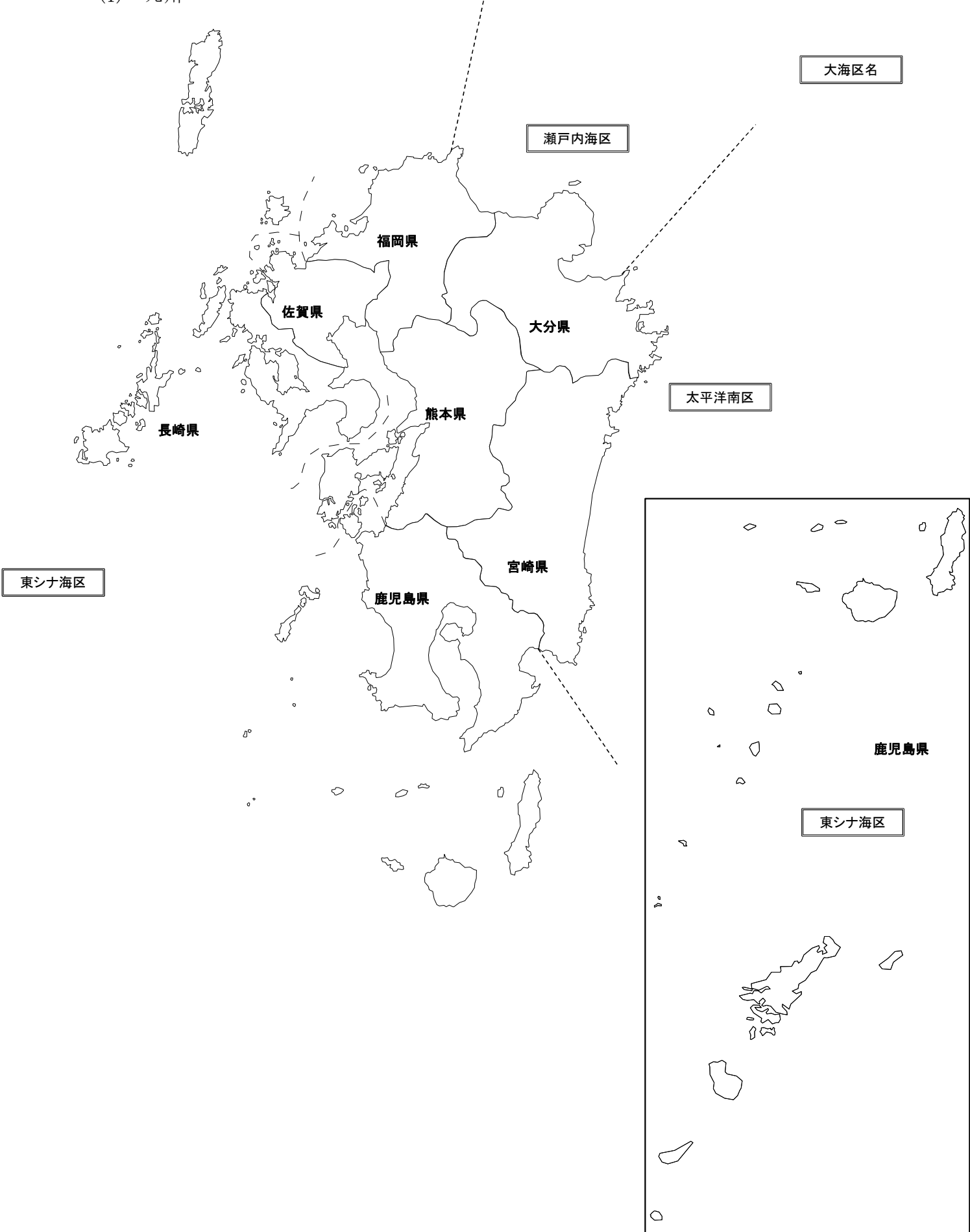


小海区区分一覧表

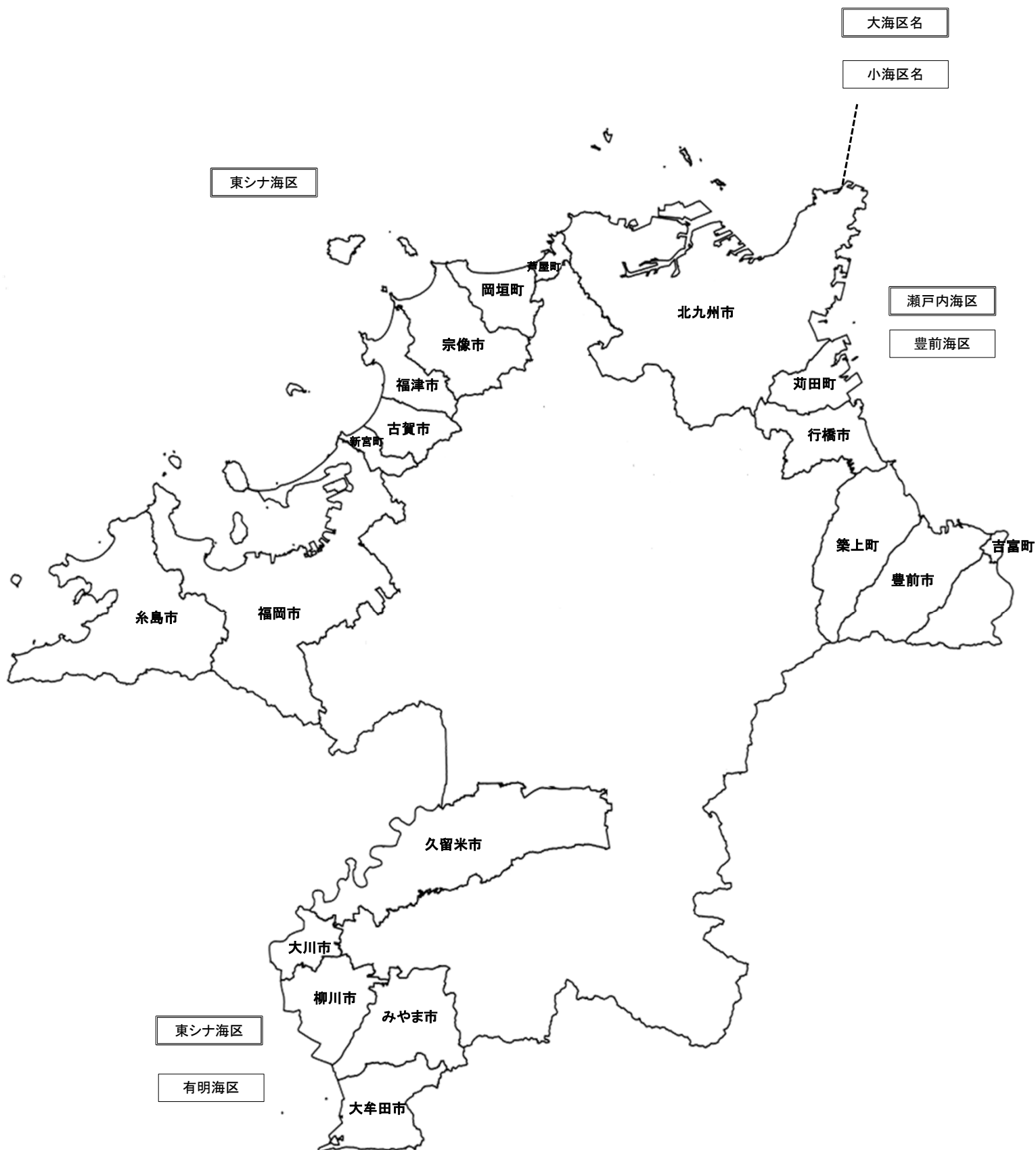
県 名	小 海 区 名	市 町 村 名
福岡 県	有 明 海 区	大牟田市、久留米市、柳川市、大川市、みやま市
	豊 前 海 区	*北九州市、行橋市、豊前市、苅田町、吉富町、築上町
佐 賀 県	有明海区(佐賀有明)	佐賀市、鹿島市、小城市、嬉野市、神埼市、江北町、白石町、太良町
長 崎 県	橘 湾 海 区	*長崎市、*諫早市、*雲仙市、*南島原市
	長 崎 有 明 海 区	島原市、*諫早市、*雲仙市、*南島原市
熊 本 県	熊 本 有 明 海 区	熊本市、荒尾市、玉名市、宇土市、長洲町
	天 草 有 明 海 区	*上天草市、*天草市
	天 草 東 海 区	*上天草市、*天草市
	不 知 火 海 区	八代市、水俣市、宇城市、氷川町、芦北町、津奈木町
大 分 県	豊 前 海 海 区	中津市、豊後高田市、宇佐市
	豊 後 灘 海 区	*大分市、別府市、杵築市、国東市、姫島村、日出町
鹿児島県	北薩海区(八代海)	出水市、長島町

注： *は小海区の該当する地区が市町村を一部分割する市町村です。

海区区分図
(1) 九州



(2) 福岡県



(3) 佐賀県

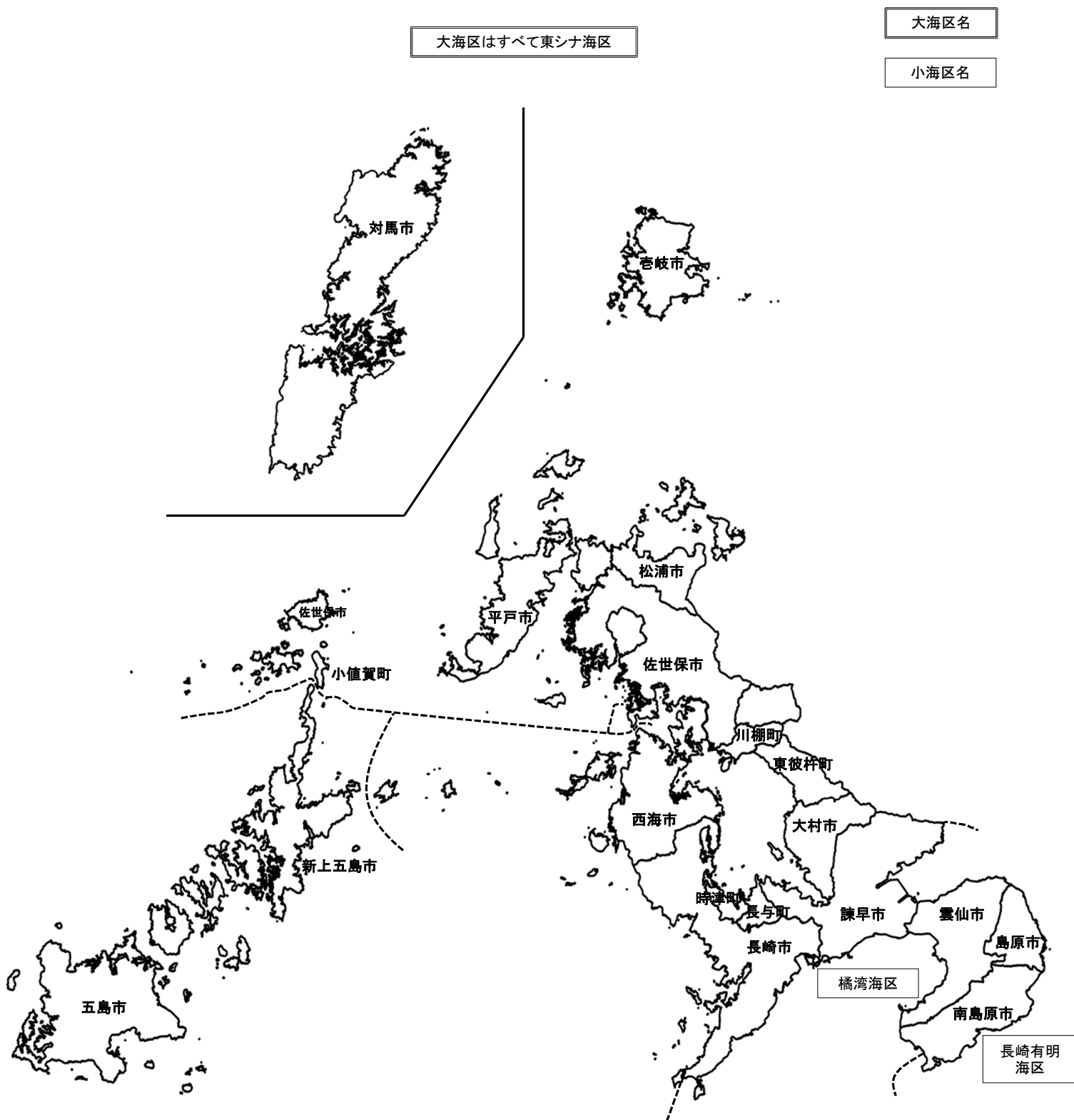
大海区名

大海区はすべて東シナ海区

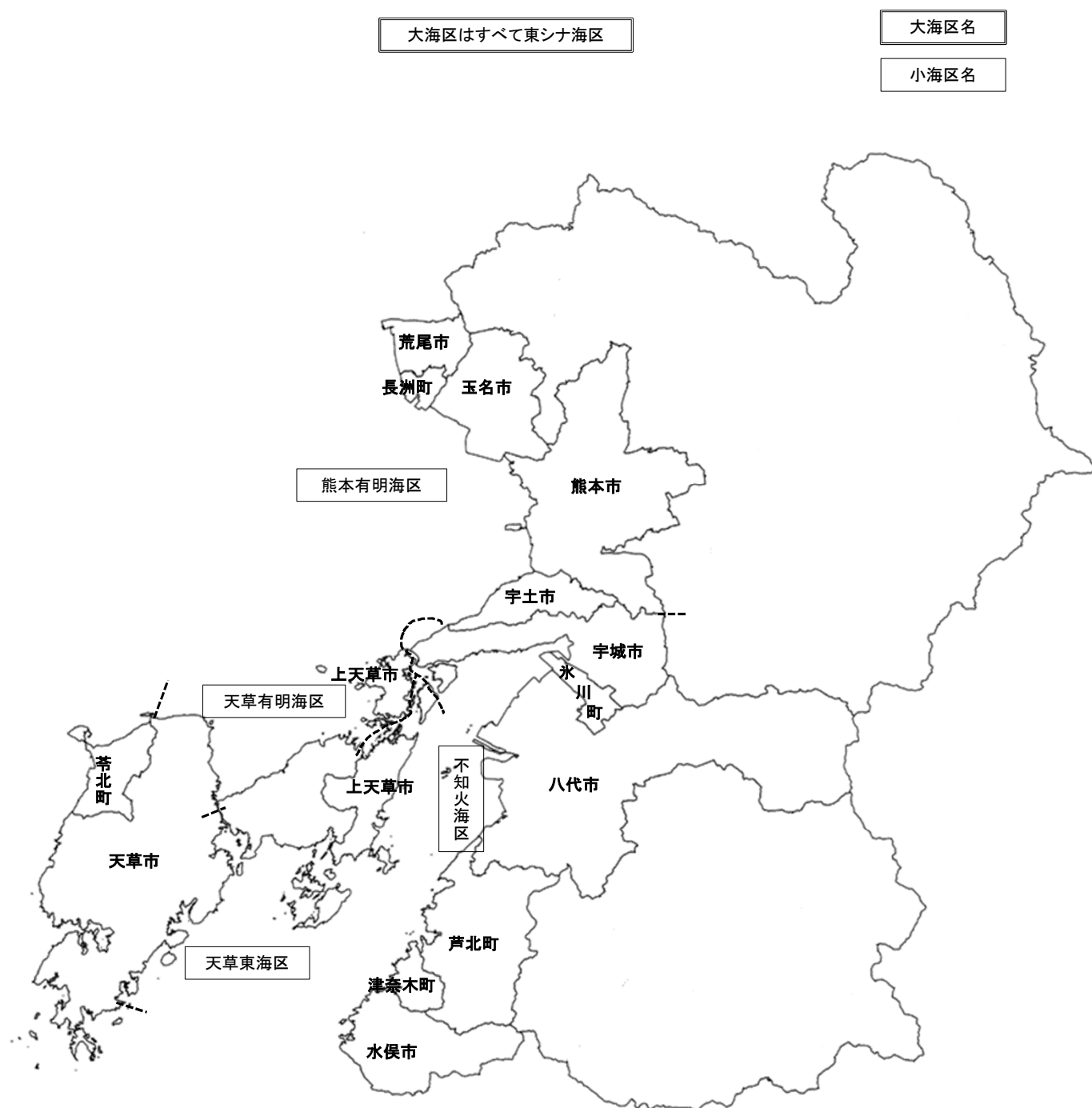
小海区名



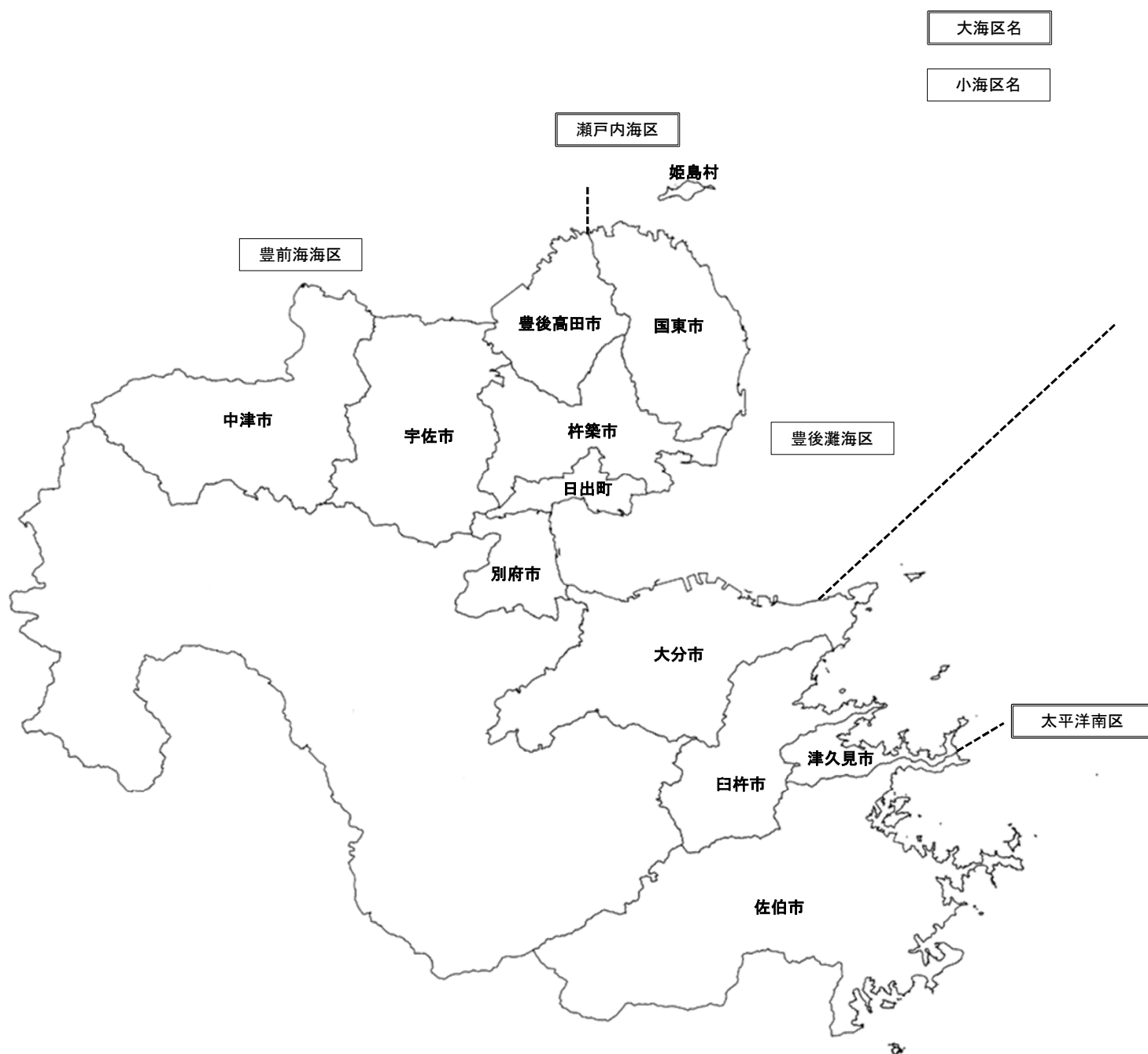
(4) 長崎県



(5) 熊本県



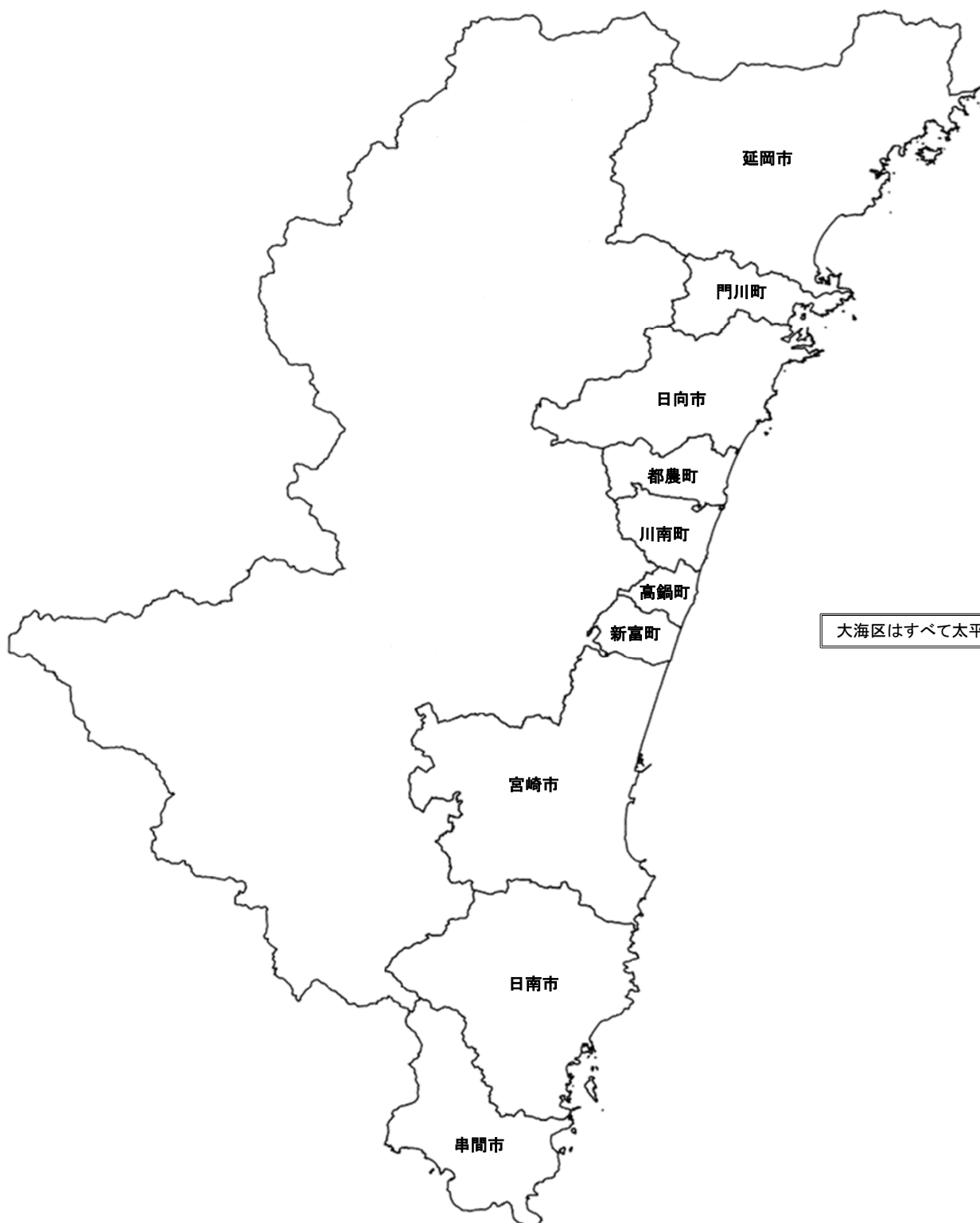
(6) 大分県



(7) 宮崎県

大海区名

大海区はすべて太平洋南区



(8) 鹿児島県

